

～令和7年度児童館延長時間（児童クラブ）利用のしおり～

1 児童クラブについて

保護者が就労等により放課後家庭にいない小学生を対象に、児童館の開館時間（小学校授業日：9：30～18：00、小学校休業日：8：30～17：00）を延長して利用できる制度です。

児童厚生員や放課後児童支援員が、地域における遊びの提供や生活の援助と子育て支援を通して、児童の心身を育成し、情操を豊かにすることを目的とします。

児童クラブを利用する場合は、児童館・児童センターの利用登録（各児童館・児童センターにて登録）及び児童クラブの利用申請（1.1.申請受付場所参照）の両方の手続きが必要となります。

2 活動内容

年齢の異なる児童が一緒に過ごし、遊ぶ場所やくつろぐ場所等を提供すると共に、基本的な生活習慣について支援するために、学習活動やグループ遊び、創作活動等を通して、子どもの健全育成上必要な活動を行います。

3 開所時間

（小学校授業日） 放課後から19：00まで

（小学校休業日） 7：30から19：00まで

※小学校休業日とは…土曜日や振替休業日、長期休業日（春・夏・秋・冬休み）です。

※児童クラブは19：00前でも利用児童がいなくなり次第、終了する場合があります。

4 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他市が必要と認めた日

※上記のほかに、自然災害や集団感染などの理由により臨時休業とする場合があります。

5 利用料金

無 料

※ただし、児童館・児童センターごとに実費負担（おやつ代・連絡帳代等）が必要となる場合がありますので、各児童館・児童センターへご確認ください。

（連絡先は「令和7年度児童館延長時間（児童クラブ）開設一覧」参照。）

6 申請手続き

◎申請について

令和7年4月から利用を希望する方は、令和6年12月2日(月)から令和7年1月31日(金)の期間内に必要書類を添えて申込みしてください。

年度途中に申請する方は、利用希望月の前月15日までに申込みください。

◎利用申請に必要な書類等

① 令和7年度児童館延長時間（児童クラブ）利用申請書

○利用児童1人につき1枚

② 就労証明書

○保護者ごとに1枚（父の分と母の分）

○現在の勤務先が源泉徴収票の発行者と同じ場合は、直近の源泉徴収票写し(令和6年分)でも可。

③ その他家庭で保護ができないことを証明する書類

○「就労中でない保護者」は③を、保護者ごとに1枚提出する必要があります。

※市内に住所のない児童については、児童を含む世帯全員分の「住民票」を提出してください。

7 申請内容の変更について

転居した等、申請書の内容に変更が生じた場合は、こども家庭課、各児童クラブのいずれかに変更届を提出してください。

8 利用終了・申込取消について

保護者の退職などにより、児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、利用を終了する月の15日までに、こども家庭課、各児童クラブのいずれかに利用終了届を提出してください。

9 利用申請・届出に必要な書類について

利用申請に必要な①、②の書類及び変更届、利用終了届の用紙については、こども家庭課、各児童クラブで用意しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

なお、申請書や届出書、就労証明書は、黒または青色の消えないボールペンで記入してください。

10 児童クラブと保護者との連絡

児童クラブを欠席する際は、必ず利用している児童クラブに連絡してください。

また、病気やけがなど緊急の際は、状況に応じて保護者に連絡する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※なお、申請書に記載していただいた児童の情報については、児童の安全のため、市及び児童クラブ間で情報共有しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

11 申請受付場所

（新規の申込み）

弘前市健康こども部こども家庭課健全育成係

（市役所前川本館1F窓口A-103番）

（継続の申込み）

利用している児童クラブ

*令和7年度児童クラブ開設一覧をご参照ください。

令和7年度児童館延長時間（児童クラブ）開設一覧

*各児童クラブは、児童館・児童センター内に開設しています。

児童館・児童センターと児童クラブの場所や電話は同じです。

名 称	小学校	開設場所	電 話	FAX
みやその児童クラブ	時敏	宮園二丁目5番地5	36-8040	36-8040
北児童クラブ	北	青山三丁目22番地3	32-3155	32-3155
豊田児童クラブ	豊田	豊田一丁目4番地68	27-7828	26-7299
三岳児童クラブ	文京 附属	三岳町13番地42	35-3040	35-3040
千年児童クラブ	千年	小栗山字川合51番地1	88-1166	88-1166
致遠児童クラブ	致遠	浜の町北一丁目8番地1	40-0072	40-0072
西部児童クラブ	高杉	高杉字神原93番地2	95-3970	95-3970
東部児童クラブ	東 福村	田園一丁目8番地4	29-5519	29-5579
岩木児童クラブ	岩木 常盤野	五代字田屋敷182番地	82-1045	82-1045
城東児童クラブ	城東	大久保字西田105番地40	55-9138	55-9138
堀越児童クラブ	堀越	堀越字川合59番地28	27-8231	27-8231
大和沢児童クラブ	大和沢	狼森字天王10番地12	87-2122	87-2122
三省児童クラブ	三省	三世寺字月見野2番地4	95-2314	95-2314
東目屋児童クラブ	東目屋	桜庭字清水流52番地2	86-2118	86-2118
船沢児童クラブ	船沢	細越字早稲田42番地	96-2188	96-2188
自得児童クラブ	自得	鬼沢字後田163番地1	98-2220	98-2220
新和児童クラブ	新和	青女子字桜苅304番地1	73-5676	73-5676
石川児童クラブ	石川	石川字大仏下25番地17 *令和7年8月1日から変更 石川字庄司川添19番地1	92-3322	92-3322

① 児童館・児童センター開館時間		② 延長時間(児童クラブ)利用	
小学校授業日	9:30~18:00	小学校授業日	放課後~19:00
土曜・長期休業日等	8:30~17:00	土曜・長期休業日等	7:30~19:00

※①開館時間内の利用は、児童館・児童センターへ直接登録してください。

②小学校授業日の18:00から19:00、土曜・長期休業日等の7:30から8:30、17:00から19:00の利用見込みがある場合は、①の登録のほかに、市役所へ延長時間（児童クラブ）の利用申請が必要です。

児童館延長時間（児童クラブ）指定避難場所一覧 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

名 称	洪 水 (警戒レベル4以上)	土砂災害 (警戒レベル4以上)	地 震 (震度6弱以上)	施設火災
みやその児童クラブ	第一中学校	弘前 B&G 海洋センター		みやその児童センター館庭
北児童クラブ	第一中学校	北小学校		北児童センター館庭
豊田児童クラブ	豊田小学校			豊田小学校グラウンド
三岳児童クラブ	第三中学校	三岳公園		
千年児童クラブ	千年公民館			
致遠児童クラブ	石渡ホームタウン集会所	致遠小学校		致遠小学校グラウンド
西部児童クラブ	北辰中学校			北辰中学校グラウンド
東部児童クラブ	総合学習センター			城東公園
岩木児童クラブ	岩木小学校			岩木小学校グラウンド
城東児童クラブ	堅田集会所	城東小学校		城東小学校グラウンド
堀越児童クラブ	堀越公民館	川合町民会館		堀越城跡
大和沢児童クラブ	大和沢小学校			大和沢小学校グラウンド
三省児童クラブ	高杉ふれあいセンター	三省小学校		三省児童館館庭
東目屋児童クラブ	東目屋ふれあいセンター			東目屋小学校グラウンド
船沢児童クラブ	船沢小学校			船沢小学校グラウンド
自得児童クラブ	自得小学校			自得児童館館庭
新和児童クラブ	新和小学校 自得小学校	新和小学校		新和小学校グラウンド
石川児童クラブ	(7月31日まで) 石川町民会館 (8月1日から) 洪水・土砂災害・地震：石川小・中学校 施設火災：石川小・中学校グラウンド			

- ・自然災害（台風等含む）により学校が休校となる場合は、児童館・児童センターも休館といたします。
- ・洪水または土砂災害により警戒レベル3が発令された地区については、児童の一人帰りはさせず、保護者のお迎えにさせていただくよう連絡をいたします。
- ・警戒レベル4が発令された地区については、児童館・児童センターを休館といたします。
また、開館後に警戒レベル4になった場合は、その時点で利用している児童保護者へお迎えを依頼するとともに、児童全員の引渡し終了後に休館といたします。
- ・上記の避難場所は、児童館・児童センターにおいて緊急の安全確保が難しいと判断された場合の避難先となります。原則、緊急事態となる前に保護者への早急なお迎えを依頼することとなります。

お問い合わせ
 〒036-8551
 弘前市大字上白銀町1番地1
 弘前市健康こども部こども家庭課健全育成係
 TEL 0172-40-7038 FAX 0172-39-7003
 Eメール kodomokatei@city.hirosaki.lg.jp